

市第94号議案 横浜市みなとみらいコンベンション施設の公共 施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

みなとみらい21中央地区20街区に整備するMICE施設は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき公共施設等運営権（以下、「運営権」という）を設定し、民間事業者による運営を行います。

PFI法第18条の規定により、運営権を設定する場合は、実施方針に関する条例を定める必要があることから、本条例の議案を提出しました。

1 今回制定する条例の構成

第1条	趣旨	条例の趣旨について規定しています。
第2条	民間事業者の選定の手続	運営権を設定する民間事業者の選定手続について規定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者は、事業計画書等の書類を市長に提出する。 ・市長は、書類を審査し基準に適合すると認めたものを選定する。
第3条	運営等の基準	休館日・開館時間その他運営等について必要な事項は、選定事業者が市長と協議して定めることを規定しています。
第4条	業務の範囲	施設の運営等を業務として規定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、公共施設等運営権者が行う業務の具体的な内容を定めることができる。
第5条	利用料金	利用料金は運営権者が定めること等を規定しています。 (※)
第6条	公共施設等運営権の対価	運営権者から運営権対価を徴収できること、対価の額、支払方法その他必要な事項は契約に定めることを規定しています。
第7条	委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

(※) 利用料金については、PFI法の規定によりあらかじめ市に届け出ることとなっており、平成28年度に予定している仮契約締結時に報告する予定です。

2 今後のスケジュール（予定）

- 平成27年12月 実施方針公表
- 平成28年 1月 特定事業の選定・公表
- 平成28年 2月 プロポーザル要領の公表
- 平成28年 5月 提案書審査
- 平成28年 9月 仮契約締結

参考1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）

第17条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第5条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

（以下略）

第18条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

参考2 事業スキーム図

